土地の登記事項証明書の代替について

令和　　年　　月　　日

常陸太田市長　殿

住所

氏名

　※該当する下記の番号を〇で囲んでください。

１　　森林法施行規則第９条第３項第４号に掲げる書類は、林地台帳のとおりです。

２　　森林法施行規則第９条第３項第４号に掲げる書類は、

年　　月　　日付け森林の土地の所有者届出書のとおりです。

　３　　森林法施行規則第９条第３項第４号に掲げる書類は、固定資産課税台帳のとおりです。市が固定資産課税台帳の確認をすることに同意します。

※森林法施行規則

　（伐採及び伐採後の造林の届出）

第九条　法第十条の八第一項の届出書は、伐採を開始する日前九十日から三十日までの間に提出しなければならない。

３　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

四　届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）